

令和5年度  
第一種自動車系 自動車整備科  
見直し提案(新旧対照)

- ・別表第二
- ・教科の細目
- ・設備の細目
- ・技能照査の基準の細目

本提案は基礎研究会において審議した見直し案であり、改正は本提案を踏まえ厚生労働省で審議されるものであること。



## 職業能力開発促進法施行規則 別表第二

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備				
訓練系	専攻科				種別	名称			
8 第一種自動車系	自動車整備科			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物その他の工作物	教室 実習場			
					機械	自動車整備用機械類			
					その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類			
		自動車 の製造及び整備に おける基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ○1 生産工学概論 ○2 自動車工学 ○3 安全衛生 ○4 関係法規	215					
								2 実技 ○1 測定基本実習 ○2 工作基本実習 ○3 安全衛生作業法	60
		自動車 の整備における技能及びこれに関する知識	2 実技 ○1 自動車整備実習	560					

## 自動車分野 教科の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第一種自動車系 自動車整備科		現行(H29年度)		旧国交省 一養基準	第97号 第109号	R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)		見直し理由	
教科の科目		訓練時間	教科の細目	標準時間	標準時間	訓練時間	教科の細目		
系基礎学科	1 生産工学概論	10	作業改善、作業効率、在庫管理、品質管理	—	—	10			
	2 自動車工学	①自動車の構造及び性能	120	自動車の性能、ガソリン機関、ディーゼル機関、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、電気装置、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	○	a	120	自動車の性能、「ガソリン機関、ディーゼル機関、 <b>モータ</b> 」(以下「エンジン等」という)、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、 <b>二輪車</b> 、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、 <b>電気装置 電装</b> 、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>EV化に伴い、原動機にモータを追加し、R5国交省通達97号に従って、「エンジン等」と表記する。</li> <li>資格が3級整備士(総合)に変わること、国土交通省の養成施設の指定基準「教育計画」に二輪車の内容が含まれるため、二輪車を追加。また国交省の「二輪車」追加の見解による。</li> <li>電気装置を電装に統一。</li> </ul>
		②自動車の力学	20	基本的な原理法則、自動車の諸元	○	b	20		
		③電気及び電子理論	20	半導体、電気回路	○	c	20		
		④材料	10	鉄鋼材料、非鉄金属材料、焼結合金材料、非金属材料	○	d	10		
		⑤燃料及び潤滑剤	10	燃料と燃焼、潤滑と潤滑剤	○	e	10		
	3 安全衛生	10	産業安全、労働衛生、労働災害、関係法規	—	—	10			
	4 関係法規	15	道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両保安基準、自動車NOx・PM法	15	f	15			
系基礎学科合計		215		○180+15	—	215			
系基礎実技	1 測定基本実習	20	寸法測定、排気ガス、動力、騒音、電気測定	20	—	20			
	2 工作基本実習	20	板金加工、溶接、塗装、研磨、作業用機器と用具の取扱い	20	—	20			
	3 安全衛生作業法	20	安全衛生作業、保護具、整理整頓、応急処理	—	—	20	安全衛生作業、保護具、整理整頓、 <b>応急処理-応急処置</b>	適切な用語に修正	
	系基礎実技合計		60		40	—	60		
専攻学科	1 自動車整備法	90	エンジン整備、シャシ整備、電装整備、故障診断	90 故障診断含まず	g	90	<b>エンジン等</b> 整備、シャシ整備、電装整備、故障診断、 <b>二輪車整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の理由で二輪車整備を明記</li> <li>「エンジン等」に修正</li> </ul>	
	2 機器の構造及び取扱法	15	整備作業機器、計測及び点検機器、エンジン関係機器	15	—	15			
	専攻学科合計		105		105	abcdefg合計で270	105		
実専技攻	1 自動車整備実習	560	エンジン整備、シャシ整備、電装整備、故障診断	560故障診断含まず	560、故障診断、基本実習含まず	560	<b>エンジン等</b> 整備、シャシ整備、電装整備、故障診断、 <b>二輪車整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の理由で二輪車整備を明記</li> <li>「エンジン等」に修正</li> </ul>	
	専攻実技合計		560		560	560	560		

学科300  
実習600学科270  
実習560学科320  
実習620学科285  
実習560

国交省新基準

国交省新基準に対応する教科の細目

自動車分野 設備の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第一種自動車系 自動車整備科															
現行(H29年度)				R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)				見直しの理由							
種別	名称	摘要	数量				種別		名称	摘要	数量				
			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等						高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等		
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合					30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室		60 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	建物その他の工作物	教室		60 ↓ 80 m <sup>2</sup>	100 ↓ 130 m <sup>2</sup>	60 ↓ 80 m <sup>2</sup>	100 ↓ 130 m <sup>2</sup>	・電子電気系の面積に準拠する。	・訓練が安全に実施できるため ・教材や機器の仕様が変化するため
	実習場		450 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	700 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>	実習場	二輪車置き場、整備場も含む	450 ↓ 550 m <sup>2</sup>	600 ↓ 700 m <sup>2</sup>	700 ↓ 800 m <sup>2</sup>	900 ↓ 1000 m <sup>2</sup>	・自動車の低床化やEV化によりリフトの増設と二輪整備場のため100m <sup>2</sup> 増加。	・効果的な訓練の実施のため ・カリキュラムが変更になったため	
	完成検査場		100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	完成検査場	ジャンクイモーター若しくは走行試験環境を含む	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	・ジャンクイモーターの枠割をこちらに移行。	・効果的な訓練の実施のため	
	噴射ポンプ試験室	防じん構造	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	噴射ポンプ試験室	防じん構造	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	充電室	換気装置を含む。	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>									
	空気圧縮機室		7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>									
	工具室		20 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	33 m <sup>2</sup>									
	更衣室		15 m <sup>2</sup>	22 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	38 m <sup>2</sup>	更衣室		15 ↓ 25 m <sup>2</sup>	22 ↓ 38 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	38 m <sup>2</sup>	・第二種自動車系自動車整備科及び自動車車体整備科と揃える	・訓練が安全に実施できるため	
	危険物貯蔵倉庫	消防法の条件を備えること。	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>									
	倉庫		76 m <sup>2</sup>	83 m <sup>2</sup>	80 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	倉庫		76 ↓ 96 m <sup>2</sup>	83 ↓ 103 m <sup>2</sup>	80 ↓ 100 m <sup>2</sup>	100 ↓ 120 m <sup>2</sup>	・検査機器などの増加のため20m <sup>2</sup> 増。 ・噴射ポンプ試験機の廃止後の試験室も活用	・教材や機器の仕様が変化するため	
	車両置場		120 m <sup>2</sup>	180 m <sup>2</sup>	180 m <sup>2</sup>	240 m <sup>2</sup>									
	リフト		4 式	6 式	4 式	6 式	リフト		4 ↓ 6 式	6 ↓ 8 式	4 ↓ 6 式	6 ↓ 8 式	・ジャッキが使用不可なEV等の低床車種が多くなったため、リフト使用が前提となっているため待ち時間が発生し、現在の基準では訓練が有効に機能しないため。	・教材や機器の仕様が変化するため ・効果的な訓練の実施のため	
	モノレール	ホイスト付き。	1 式	1 式	1 式	1 式	モノレール →吊上機器	ホイスト付き等	1 式	1 式	1 式	1 式	・R5国交省の表記に合致す。	・国交省の表記に揃える	
	検車設備	ピット又は検車台	1 式	1 式	1 式	1 式									
洗車設備	和・排水設備を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式										
排気ガス排出装置		1 式	1 式	1 式	1 式										
排水処理装置	標準形	1 式	1 式	1 式	1 式										
機械	コンロッドアライナ	コンロッド径16~76mm(修正工具付き。)	1 台	1 台	1 台	1 台	機械								
	ピストンヒータ	1kW	1 台	1 台	1 台	1 台									
	バルブシートグラインダ	0.4kW	1 台	1 台	1 台	1 台	バルブシートグラインダ バルブシートカッター	0.4kW	1 台	1 台	1 台	1 台	・現在使用されなくなったため、国交省の基準のバルブシートカッターに変更。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	

現行 (H29年度)							R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)							見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量				種別	名称	摘要	数量					
			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等					高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
	バルブプルーファ	湿式、チャック能力5~15mm	1台	1台	1台	1台	<del>バルブプルーファ</del>	湿式、チャック能力5~15mm	1台	1台	1台	1台	・相当古い機械で、現在入手も困難で必要性が無いため削除。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	ブレーキ踏力計	0~500N	1台	1台	1台	1台									
	ガレージジャッキ	1~5t	4台	7台	4台	7台	ガレージジャッキ	1~5t→1t以上	4台	7台	4台	7台	・摘要修正	・教材や機器の仕様が変化したため	
	油圧ジャッキ	5t	1台	2台	1台	2台	油圧ジャッキ	5t	1台	2台	1台	2台	・摘要削除	・教材や機器の仕様が変化したため	
	ミッションジャッキ	0.8t	3台	5台	3台	5台	ミッションジャッキ	0.8t	3台	5台	3台	5台	・摘要削除	・教材や機器の仕様が変化したため	
							二輪車用リフト	スタンドも可	必要数	必要数	必要数	必要数	・二輪車の実習に使用 ・R5国交省の基準に追加されたため	カリキュラムが変更になったため	
							リジッドラック		必要数	必要数	必要数	必要数	・ジャッキによる事故を防ぐため ・R5国交省の基準に追加されたため	・教材や機器の仕様が変化したため	
	オイルバケットポンプ	容量180	2台	3台	2台	3台	オイルバケットポンプ →給油器具	容量180 →オイルバケットポンプ等	2台	3台	2台	3台	・R5国交省の表記に合わず。 ・180に限定しない。	・国交省の表記に揃える	
	オイルチェンジャ	容量180	2台	2台	2台	2台	オイルチェンジャ	容量180以上	2台	2台	2台	2台	・180以上とする。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	シャーシルブリケータ		1台	2台	1台	2台	シャーシルブリケータ →給脂器具	シャーシルブリケータ等	1台	2台	1台	2台	・R5国交省の表記に合わず。 ・摘要追加	・国交省の表記に揃える	
	温水ワッシャ	スチームクリーナを含む。	1台	1台	1台	1台	温水ワッシャ →洗車機器	スチームクリーナ等	1台	1台	1台	1台	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える	
	部品洗浄機	35w、50w	2台	3台	2台	3台	部品洗浄機 槽	35w、50w	2台	3台	2台	3台	・部品洗浄機より洗浄槽が妥当のため。	・国交省の表記に揃える	
	き裂探傷器	磁気式又は浸透式	1台	1台	1台	1台									
	噴射ポンプテスト	2~8気筒(分配型兼用)	1台	1台	1台	1台	噴射ポンプテスト	2~8気筒(分配型兼用)	1台	1台	1台	1台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除 ・現在及び将来において必要としないと思われるため	・カリキュラムが変更になったため	
	スプリングテスト	0~1200N	2台	2台	2台	2台	スプリングテスト	0~1200N	2台	2台	2台	2台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	ノズルテスト	0~50MPa	2台	2台	2台	2台									
	エンジンタコテスト	エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。	3台	5台	6台	10台	エンジンタコテスト	エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。	3台	5台	6台	10台	・現在の機械としては必要性が少なく、新しい車には合わないため。 ・研究会では廃止であったが、R5国交省の基準に残ったので残す。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	バッテリーテスト	DC12V	2台	2台	2台	2台	バッテリーテスト	DC12V CCA測定	2 ↓ 3台	2 ↓ 5台	2 ↓ 3台	2 ↓ 5台	・現在CCA値が主流のため修正。 ・数量2種に揃える。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	タイミングライト	エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。	3台	5台	3台	5台	タイミングライト →タイミングテスト	エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。	3台	5台	3台	5台	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える	

現行 (H29年度)						R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)						見直しの理由			
種別	名称	摘要	数量				種別	名称	摘要	数量					
			高等学校卒業者等		中学校卒業者等					高等学校卒業者等				中学校卒業者等	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
	エンジンアナライザ又は外部診断機		6台	10台	6台	10台	エンジンアナライザ又は外部診断機		6 ↓ 12台	10 ↓ 20台	6 ↓ 12台	10 ↓ 20台	・エンジンアナライザは入手困難で、現状は外部診断機で流通している。 ・訓練の効果的な実施のため増やす ・R5国交省の表記に合わず。	・教材や機器の仕様が変化したため ・効果的な訓練の実施のため ・国交省の表記に揃える	
	ディーゼルアナライザ	回転計、噴射圧計等エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く	1台	1台	1台	1台	ディーゼルアナライザ→ディーゼルエンジン回転計		必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える	
							コンプレッションゲージ	(ガンリン用、ディーゼル用)	必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加	・カリキュラムが変更になったため	
	ユニバーサルテストベンチ		1台	1台	1台	1台	ユニバーサルテストベンチ		±台	±台	±台	±台	・訓練での使用は無く、高価で更新が難しいため削除。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	スピードメータテスト	車検用、シャーシダイナモメータを有する場合は不要。	1台	1台	1台	1台									
	ブラグクリーナテスト		1台	1台	1台	1台									
	ラジエータキャップテスト	0~200kPa	1台	1台	1台	1台									
	ブレーキテスト	車検用	1台	1台	1台	1台									
	ヘッドライトテスト	車検用、自動式	1台	1台	1台	1台									
	ホイールアライメントテスト		1台	1台	1台	1台	ホイールアライメントテスト→四輪アライメントテスト		1台	1台	1台	1台	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える	
							トーインゲージ		必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため	
							キャンパキヤスタキングピンゲージ	四輪アライメントテストを有する場合は不要	必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため	
							ターニングラジアスゲージ		必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため	
	ホイールバランス	普通車又はトラック	1台	1台	1台	1台									
	サイドスリップテスト	車検用	1台	1台	1台	1台									
	ブレーキ倍力装置テスト	携帯用	1台	1台	1台	1台	ブレーキ倍力装置テスト	携帯用	±台	±台	±台	±台	・現在の車両整備には使用しないため、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	排気ガステスト	3種	1組	1組	1組	1組	排気ガステスト	3種	1組	1組	1組	1組	・3種の意味が不明なので摘要を削除	・教材や機器の仕様が変化したため	
	オシロスコープ		5台	8台	5台	8台									
	シャーシダイナモメータ	軸重2,000kg	1台	1台	1台	1台	シャーシダイナモメータ	軸重2,000kg	±台	±台	±台	±台	・使用頻度が少ないわりに高額で更新が難しいため削除。完成検査場の摘要に追加。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	エンジンダイナモメータ	標準形	1台	1台	1台	1台	エンジンダイナモメータ	標準形	±台	±台	±台	±台	・使用頻度が少ないわりに高額で更新が難しいため削除。機器の役目は終了。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	

現行 (H29年度)							R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)							見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量				種別	名称	摘要	数量					
			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等					高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
	ロードメータ	携帯用400～10,000kg	1台	1台	1台	1台	<del>ロードメータ</del>	<del>携帯用400～10,000kg</del>	<del>1台</del>	<del>1台</del>	<del>1台</del>	<del>1台</del>	・訓練で使用しない機器のため削除。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	黒煙測定器	ろ紙反射式	1台	1台	1台	1台									
	オパシメータ	光透過方式	1台	1台	1台	1台									
	騒音計	31.5～8,000Hz	1台	1台	1台	1台	騒音計	<del>31.5～8,000Hz</del>	1台	1台	1台	1台	・摘要削除	・教材や機器の仕様が変化したため	
	燃料消費計		1台	1台	1台	1台	<del>燃料消費計</del>		<del>1台</del>	<del>1台</del>	<del>1台</del>	<del>1台</del>	・現在の車両にそぐわなく、使用しないため削除 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除	・カリキュラムが変更になったため	
	自動車	教材用各種(HV車等含む。)	10台	15台	15台	20台	自動車	教材用各種(HV車等含む。)(電動車等含む)	10台	15台	15台	20台	・今後の動向としてEV車、PHV車、HV車、FCV車を含めた電動車の表現に修正。	・教材や機器の仕様が変化したため	
							二輪車		必要数	必要数	必要数	必要数	・二輪車の整備を明確にするため。	・カリキュラムが変更になったため	
	自動車エンジン	教材用各種(HV等含む。)	10台	15台	15台	20台	自動車エンジン	教材用各種(HV車等含む。)(電動車等含む)	10台	15台	15台	20台	・今後の動向としてEV車、PHV車、HV車、FCV車を含めた電動車の表現に修正。	・教材や機器の仕様が変化したため	
							整備情報検索端末	タブレット又はPC。ネットワーク環境、契約を含む。外部診断機併用可。	6台	10台	6台	10台	・車種の変化に対応するための整備情報の入手と更新のため。	・カリキュラムが変更になったため	
	タイヤ交換機	リム径10～20インチ程度	1台	1台	1台	1台	タイヤ交換機	リム径10～ <del>20</del> 23インチ程度	1台	1台	1台	1台	・大型化に対応するため20インチを23インチへ修正	・教材や機器の仕様が変化したため	
	卓上ボール盤	穴あけ能力13mm といし外径150～305mm	1台	2台	2台	3台									
	両頭グラインダ	といし外径100～180mm	2台	2台	2台	2台									
	エア又は電気式ディスクグラインダ	35t	1台	1台	1台	1台	プレス	<del>35t</del> 15t程度	1台	1台	1台	1台	・35tは大きすぎて扱わずらいので15t程度に修正。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	プレス	250W×24球	1台	1台	1台	1台	赤外線乾燥スタンド	<del>250W×24球</del>	1台	1台	1台	1台	・乾燥方式の変更により摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	赤外線乾燥スタンド		2台	3台	2台	3台									
	充電器	(実技訓練指導時にEV車を使用する場合)	1台	1台	1台	1台									
	EV用充電機	20kVA(電撃防止器、安全ホルダー、ヘルメット、その他付属品を含む。)	3台	5台	3台	5台	交流アーク溶接機	<del>20kVA(電撃防止器、安全ホルダー、ヘルメット、その他付属品を含む。)</del>	3台	5台	3台	5台	・仕様変更のため摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	交流アーク溶接機	3.5kVA、コンデンサ形	1台	1台	1台	1台	点溶接機	<del>3.5kVA、コンデンサ形</del>	必要数	必要数	必要数	必要数	・仕様変更のため摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	点溶接機						ガス溶接機		必要数	必要数	必要数	必要数	・溶接法が増えたため追加	・カリキュラムが変更になったため	



現行 (H29年度)							R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)							見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量				種別	名称	摘要	数量					
			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等					高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
	フロンガス回収装置		1台	1台	1台	1台									
	カークレーサーサービスキット		1台	1台	1台	1台									
	真空掃除機	1kW	1台	1台	1台	1台	真空掃除機	1kW	1台	1台	1台	1台	真空や1kwにこだわらない。	教材や機器の仕様が変化したため	
	ハンドドリル	ドリル径13mm	3台	5台	5台	8台	ハンドドリル	ドリル径13mm10mm	3 ↓ 5台	5 ↓ 8台	5台	8台	13mmは相当トルクが掛かるため10mmへ修正。 高卒数量変更。	教材や機器の仕様が変化したため	
	空気圧縮機	0.4~11kw	1台	1台	1台	1台	空気圧縮機 →エアコンプレッサ	0.4~11kw	1台	1台	1台	1台	R5国交省の表記に合致。 摘要削除	国交省の表記に揃える	
							タイヤゲージ		必要数	必要数	必要数	必要数	R5国交省の基準に追加されたため。	カリキュラムが変更になったため	
							タイヤデプスゲージ		必要数	必要数	必要数	必要数	R5国交省の基準に追加されたため。	カリキュラムが変更になったため	
その他	(器工具類)						その他 (器工具類)								
	作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	自動車用特殊工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
							エーミング作業用器工具類	水準器、ターゲット等	必要数	必要数	必要数	必要数	電子制御装置の整備に必要なため。	カリキュラムが変更になったため	
	仕上げ用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	板金用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	溶接用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	塗装用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	洗浄用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
							安全衛生器工具類	スポットクレーン、溶接ヒューム対応器具等	必要数	必要数	必要数	必要数	訓練が安全に実施できるため	訓練が安全に実施できるため	
	(計測器類)						(計測器類)								
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	(製図器及び製図用具類)						(製図器及び製図用具類)								
	製図器及び製図用具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	(教材類)						(教材類)								
	カットシャシ、カットエンジン、カット噴射ポンプ、模型等		必要数	必要数	必要数	必要数	カットシャシ、カットエンジン、 <del>カット噴射ポンプ</del> 、模型等		必要数	必要数	必要数	必要数	噴射ポンプを削除したため	カリキュラムが変更になったため	

## 自動車分野 技能照査の基準の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第一種自動車系 自動車整備科		学科		実技			
現行(H29年度)		R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)		現行(H29年度)		R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)	
系基礎	1	品質管理について知っていること。	<del>品質管理について知っていること。</del> →削除 →生産工学について知っていること。 ※教科の内容を表すように修正した。	系基礎	1	簡単な測定作業ができること。	<del>簡単な測定作業ができること。</del> →測定作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。
	2	自動車の種類及び型式について知っていること。			2	簡単な工作作業ができること。	<del>簡単な工作作業ができること。</del> →工作作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。
	3	自動車各部の名称、構造及び作動原理について知っていること。			3	安全作業及び衛生作業ができること。	安全作業及び衛生作業がよくできること。 ※安全には「よく」を付ける。
	4	自動車の付属装置について知っていること。	<del>4自動車の付属装置について知っていること。</del> →削除。 ※付属装置の内容が不明なため。				
	5	電気装置の構造及び機能について知っていること。	<del>6電気装置の構造及び機能について知っていること。</del> →4電装の構造及び機能について知っていること。 ※電気装置を電装に修正する。				
	6	機械工作法機械要素について知っていること。	<del>6機械工作法機械要素について知っていること。</del> →削除 →5自動車の力学について知っていること。 ※細目が適切でないため修正。				
	7	電気理論及び電気機器電気及び電子理論について知っていること。	<del>7電気理論及び電気機器電気及び電子理論について知っていること。</del> →6電気及び電子理論について知っていること。 ※前回の修正ミスのため				
	8	自動車用材料の種類、性質及び用途について知っていること。	7自動車用材料の種類、性質及び用途について知っていること。				
	9	燃料及び燃焼について知っていること。	8燃料及び燃焼について知っていること。				
	10	潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。	<del>10潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。</del> →9潤滑剤の種類及び性能について知っていること。				
	11	安全衛生について知っていること。	<del>11安全衛生について知っていること。</del> 10安全衛生についてよく知っていること。 ※安全には「よく」を付ける。				
	12	関係法規について知っていること。	11関係法規について知っていること。				
専攻	1	エンジン及びエンジン付属装置の種類、構造及び機能についてよく知っていること。	<del>1エンジン及びエンジン付属装置の種類、構造及び機能についてよく知っていること。</del>	専攻	1	整備用機械、器工具及び計測器の取扱いがよくできること。	
	2	シャシの構造及び機能についてよく知っていること。	<del>2シャシの構造及び機能についてよく知っていること。</del> <del>3故障診断及び整備法についてよく知っていること。</del> →1自動車の整備法及び故障診断についてよく知っていること。 ※項目1~3を削除し新たに1を追加する。細目が多く、教科の細目に沿うように修正。		2	エンジン及びエンジン付属装置の分解、組立て及び調整がよくできること。	
	3	故障診断及び整備法についてよく知っていること。			3	シャシの装置について分解及び整備がよくできること。	
	4	整備用機械、器工具の種類、構造及び使用法についてよく知っていること。	2整備用機械、器工具の種類、構造及び使用法についてよく知っていること。		4	部品の測定及び良否の判定がよくできること。	
	5	計測器の種類及び用途について知っていること。	3計測器の種類及び用途についてよく知っていること。 ※専攻については「よく」を付記。		5	簡単な部品修正ができること。	<del>5簡単な部品修正ができること。</del> →削除。 ※細目が多く、意味不明なため
					6	車体及び付属装置の修理ができること。	<del>6車体及び付属装置の修理ができること。</del> →削除。 ※細目が多く、付属品が不明瞭なため
					7	電気電装装置の整備がよくできること。	<del>7電気装置の整備がよくできること。</del> →5電装の整備がよくできること。 ※電気装置を電装に修正する。
					8	定期点検がよくできること。	<del>8定期点検がよくできること。</del> →6故障診断がよくできること。 ※教科の細目に沿うように修正する。